

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年6月30日
【会社名】	株式会社ラブブルマーケティンググループ
【英訳名】	Lovable Marketing Group, inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 林 雅之
【本店の所在の場所】	東京都港区東新橋一丁目5番2号
【電話番号】	03-4547-6399（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員コーポレート本部管掌 中川 徳之
【最寄りの連絡場所】	東京都港区東新橋一丁目5番2号
【電話番号】	03-4547-6399（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員コーポレート本部管掌 中川 徳之
【縦覧に供する場所】	名称 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2022年6月29日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2022年6月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度に備えるため、以下の通り当社定款を変更するものがあります。

- ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定めるものがあります。
- ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主様に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

第2号議案 取締役4名選任の件

林雅之氏、長谷川直紀氏、鶴川太郎氏、松本高一氏を取締役に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第1号議案 定款一部変更の件	9,054	16	0	(注)1	可決 99.80
第2号議案 取締役4名選任の件				(注)2	
林 雅 之	9,054	21	0		可決 99.75
長 谷 川 直 紀	9,059	16	0		可決 99.80
鶴 川 太 郎	9,057	18	0		可決 99.78
松 本 高 一	9,057	18	0		可決 99.78

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。